悪カリシ為メ協議中ナリシカ従業員代表ハ会社ニ依
頼運動ヲ続ケ又ハ請願シ其ノ意見書ヲ提出シタル会社ニ於
テハ二月二日午後寫九ノ提出シ為ニ争議化セリ
決定ヲ見タリ
一、本給ノ三割値上セラレシ
一、前借金制度ヲ統一シ及年二回ノ支払要求ハ撤回セラレシ
一、退職手当ヲ増額セシモ
一、以上カ大ノ目的ヲ認メラレシ
一、三交替制実施。
就職ハ随時シ移転ノ際ハ翌三日ヨリ従業休ニ関ス
解決セリ、
一、会社ハ従業員ノ申依ノ要求ヲ容認セス
一、外依ハ毎年半期前後五割トナス

一、三交替制ニ依リ協定ス。
一、今回ノ事件ニ関シ解雇者ヲ出サザルコト
一、今回ノ争議中ハ出勤セシ日給ヲ支給スルコト
一、会社ハ他ノ従業員ニ対シテモ実施スルコト
(四)製材業能代町花岡工場(三、三、二四)
所在地、能代港町字上花岡(三三二)
労働者　三八名
参加者　一四名
争因及経過
本工場従業員ハ四月中旬茶部ノ九名下請負ニ舎シ職工
一回名ヲ使用シ作業用材料ハ従業者ヲ使役ノ運送ヲシ
大正九、東田中ノ製材業ヲ借地ナリ本年一月末ヨリ一千

財團法人 協調會